**YLOニュースレター（2025年５月号）**

皆様

　長嶋茂雄氏が亡くなり、昭和の雄がまた一人、鬼籍に入られました。令和となったにもかかわらず昭和を懐かしむのは、自分自身が昭和の人間だからかもしれませんが、寂しい限りです。最近、手塚治虫氏や水木しげる氏の漫画を読むのですが、それは懐古趣味だけでなく、人間臭さが出ているからではないかなと感じます。

　急激な少子化や、それに伴う年金、医療などの公共サービスの低下、そして大都市以外の過疎化の話を頻繁に聞くにつけて、次世代に向けての私たちの責任を感じざるを得ません。少しでも良い時代を引き継ぎたいと考えています。

　５月のニュースレターの発行が遅れましたが、お届けしますので、ご笑覧ください。今回は、下請法の改正問題を特集しました。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**５月26日**に、**公正取引委員会の新委員長**として、**茶谷栄治氏**が就任した。茶谷氏は、2022年に財務省の事務次官となり、大蔵省から財務省を経て公取委の委員長に就任した。公取委委員長は、最近、財務省事務次官または国税庁長官を経て就任する例が多く（竹島委員長10年、杉本委員長７年、古谷委員長4年半）、以前とは様変わりしている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/kouenkai202009-/250530.html>

<https://www.jftc.go.jp/houdou/kouenkai202009-/tainin250515.html>

〇　下請代金支払遅延等防止法(所謂下請法)が、**5月16日**に参議院を通過して可決成立した。施行は、2026年１月１日の予定である（一部は公布から施行）。新法律は名称も変わり、「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」となり、「下請事業者」を「**中小受託事業者**」、「親事業者」を「**委託事業者**」等に改める。また、同時に「下請中小企業振興法」が「**受託中小企業振興法**」に修正された。

改正理由であるが、同委員会は、以下の通り述べている。

「近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要である。また、**中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するため**には、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現**を図っていく必要がある。例えば、**協議に応じない一方的な価格決定行為**など、価格転嫁を阻害し、**受注者に負担を押しつける商慣習を一掃**していくことで、**取引を適正化**し、**価格転嫁**をさらに進めていく。」

概要は以下の通りである。

（１）**協議を適切に行わない代金額の決定の禁止**（価格据え置き取引への対応）

対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止する。

（２）**手形払等の禁止**

対象取引において、手形払を禁止する。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止する。

（３）**運送委託の対象取引への追加**（**物流問題**への対応）

対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

（４）**従業員基準の追加**（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充する。

（５）**面的執行の強化**

関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設する。

＜振興の充実（下請中小企業振興法関係）＞

（１）**多段階の事業者が連携した取組**への支援

多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加する。

（２）**適用対象の追加**

製造、販売等の目的物の引渡しに必要な**運送の委託を対象取引に追加**する。また、法人同士においても**従業員数の大小関係がある場合**を対象に追加する。

（３）**地方公共団体との連携強化**

国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定する。

（４）**主務大臣による執行強化**

主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加する。

なお、当事務所では「**旬刊経理情報」**（中央経済社）に関係する記事と意見を掲載する予定である。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）